

小児科診療 UP-to-DATE

2017年3月8日放送

発達障害と教育における合理的配慮

筑波大学 障害科学域 知的・発達・行動障害学分野
教授 柘植 雅義

はじめに

1. 教育の中の発達障害

知的障害のない発達障害の子どもは、基本的には、小中学校の通常学級に在籍し、児童生徒によっては、何らかの指導・支援の工夫がなされています。さらに、児童生徒によっては、通常学級に在籍しながら「通級による指導」を受けたり、通常学級ではなく特別支援学級に在籍したりしています。しかし、高等学校には、「通級による指導」も特別支援学級の制度もないことから、通常学級でのみ学ぶこととなります。

また、発達障害の児童生徒は、一人一人に個別に作成される、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」が作成され、それに基づいて指導・支援が展開されていきます。法的根拠は、2016年5月に改正された、発達障害者支援法です。

特別支援教育の対象者数の変化と発達障害 (2001年と2016年)

2016年公表のデータによると、現在、日本の義務教育段階の児童生徒（小中学生）はおおよそ1000万人ほどであるが、分かりやすく100人と仮定すると、その内の10名ほどが特別支援教育の対象と考えられます。つまり1割で

特別支援教育の対象者数の変化と発達障害
(2001年と2016年)

	2001年公表 (2000.5.1現在)	2016年公表 (2015.5.1日現在)
小・中学校		
通級による指導	0.24%	0.90%
特別支援学級	0.63%	2.00%
特別支援学校	0.43%	0.70%
合計	1.30%	3.60%
小・中学校		
通常学級(LD, ADHD, 高機能自閉症等)	6.3%(※)	6.5%(※)
(義務教育段階)	1,150万人	1,010万人

ある。そして、9.3人が小中学校に在籍し、0.7人が特別支援学校です。そして、小中学校に在籍する9.3人の内の6~7人が発達障害かその可能性があります。詳しくは、文部科学省が毎年行っている調査資料を参照してください。

近年、小中学校において、「通級による指導」や特別支援学級での指導を受ける児童生徒の割合が急増してきており、例えば、15年ほど前の2001年公表では、「通級による指導」の対象者が0.24%（2016年公表では0.90%）、特別支援学級の対象者が0.63%（2016年公表では2.00%）でした。

なお、義務教育段階の児童生徒数は、15年ほど前の1150万人から1010万人と140万人ほど減少しています。

文部科学省による発達障害の可能性に関する調査（2012）

次に、文部科学省が2012年に実施した発達障害の可能性のある児童生徒に関する全国実態調査について紹介します。

それによると、全国の小中学校から抽出された学校に対する、質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、6.5%でした。その内訳は、学習面で著しい困難を示すが4.5%、行動面で著しい困難を示すが3.6%、学習面と行動面ともに著しい困難を示すが1.6%でした。

表1 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合	
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%
学習面で著しい困難を示す	4.5%
行動面で著しい困難を示す	3.6%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%
表4 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面、行動面の各領域で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合	
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%
「不注意」の問題を著しく示す	2.7%
「多動性—衝動性」の問題を著しく示す	1.4%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%

さらに詳しく見ると、学習障害(LD)に関わる項目として、「聞く」又は「話す」に著しい困難を示すが1.7%、「読む」又は「書く」に著しい困難を示すが2.4%、「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示すが2.3%でした。

次に、注意欠如多動性障害(ADHD)に関わる項目として、「不注意」の問題を著しく示すが2.7%、「多動性—衝動性」の問題を著しく示すが1.4%でした。

さらに、高機能自閉症(知的障害のない自閉症)に関わる項目として、「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示すが1.1%でした。

2. 教育の中の合理的配慮

合理的配慮の定義（国連 障害者権利条約／文部科学省 中教審）

国連 障害者の権利条約（2006年12月に国連総会で採択、2008年5月に発効）では、第2条の定義のところで、リーズナブル・アコモデーション（Reasonable accommodation）（日本語で「合理的配慮」）が定義されています。

それによると、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本

的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう、とされています。

一方、それを受けて、日本では中央教育審議会が「合理的配慮」の定義を述べています(2012年7月に報告)。

それによると、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とする、とされています。

教育における合理的配慮のフレーム

次に、教育における合理的配慮のフレームについて、お話しします。文部科学省による中央教育審議会の報告によると、教育における合理的配慮は、大きく3つから構成されます。①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備、です。

そして、①教育内容・方法、は、先ず、①-1 教育内容、は、①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮、と、①-1-2 学習内容の変更・調整、①-2 教育方法、は、①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮、①-2-2 学習機会や体験の確保、①-2-3 心理面・健康面の配慮、から構成されています。

次に、②支援体制、は、②-1 専門性のある指導体制の整備、②-2 子ども、教職職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮、②-3 災害時等の支援体制の整備、です。

そして、③施設・設備、は、③-1 校内環境のバリアフリー化、③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮、③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮、です。

3. 発達障害への合理的配慮

先に述べた、教育における合理的配慮のフレームの中で、ここでは特に、教育内容と教育方法

合理的配慮の定義
(国連 障害者権利条約／文部科学省 中教審)

国連 障害者の権利条約(2006年12月13日に国連総会で採択、2008年5月3日に発効)
リーズナブル・アコモデーション(「合理的配慮」) Reasonable accommodation
第2条 定義

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

日本 中央教育審議会(2012年7月23日 報告)
「合理的配慮」の定義:
「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とする。

TSUKUBA Masayoshi, Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

教育における合理的配慮のフレーム

- ①教育内容・方法
 - ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
 - ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮
- ②支援体制
 - ②-1 専門性のある指導体制の整備
 - ②-2 子ども、教職職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
 - ②-3 災害時等の支援体制の整備
- ③施設・設備
 - ③-1 校内環境のバリアフリー化
 - ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

TSUKUBA Masayoshi, Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

の視点から、発達障害への合理的配慮の例を紹介します。

発達障害への合理的配慮（①-1 教育内容）

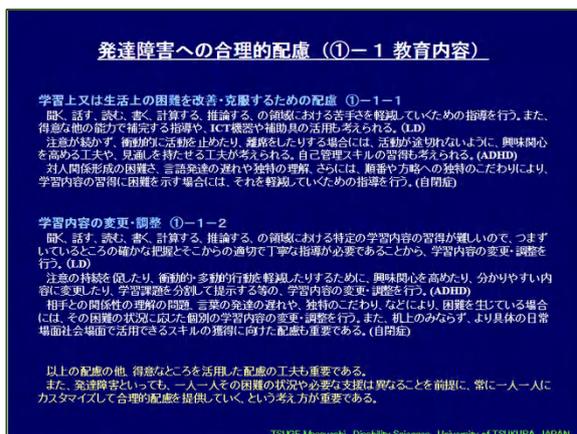
まず、①-1 教育内容です。

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する、の6領域における苦手さを軽減していくための指導を行います。また、得意な他の能力で補完する指導や、ICT機器や補助具の活用も考えられます。(LD)

注意が続かず、衝動的に活動を止めたり、離席をしたりする場合には、活動が途切れないように、興味関心を高める工夫や、見通しを持たせる工夫が考えられます。自己管理スキルの習得も考えられます。(ADHD)

対人関係形成の困難さ、言語発達の遅れや独特の理解、さらには、順番や方略への独特のこだわりにより、学習内容の習得に困難を示す場合には、それを軽減していくための指導を行います。(自閉症)



①-1-2 学習内容の変更・調整

6領域における特定の学習内容の習得が難しいので、つまづいているところの確かな把握をし、学習内容の変更・調整を行います。(LD)

注意の持続を促したり、衝動的・多動的行動を軽減したりするために、興味関心を高め、分かりやすい内容に変更し、学習課題を分割する等の、学習内容の変更・調整を行います。(ADHD)

相手との関係性の理解の問題、言葉の発達の遅れや、独特のこだわりなどにより困難を生じている場合には、困難の状況に応じた学習内容の変更・調整を行います。(自閉症)

以上の他に、本人の得意なところを活用した配慮の工夫も重要です。また、発達障害といっても一人一人その困難の状況や必要な支援は異なることから、一人一人にカスタマイズして合理的配慮を提供していくことが重要です。

発達障害への合理的配慮（①-2 教育方法）

次に、①-2 教育方法、です。

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

読み書きに困難を示す場合には、文章を読みやすくするためのフォントや体裁の変更、拡大文

字の使用、振り仮名を付ける、コンピュータによる読み上げなどが考えられます。(LD)

聞き逃しや見逃し、身の回りの物の散在や紛失が多い場合には、伝達する情報を分かりやすく提供する、特に重要なものを区別する、メモの活用、気が散りにくく集中しやすい環境などが重要です。(ADHD)

写真や図面、模型、実物等の視覚を活用した情報を用いたり、細かな制作等が苦手な場合は道具の工夫や補助具を効果的に活用したりすることが重要です。(自閉症)

発達障害への合理的配慮 (①-2 教育方法)

情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ①-2-1
読み書きに困難を示す場合には、文章を読みやすくするためのフォントや体裁の変更、拡大文字の使用、振り仮名を付ける、コンピュータによる読み上げなどの工夫が考えられる。(LD)
聞き逃しや見逃し、身の回りの物の散在や紛失が多い場合には、伝達する情報を分かりやすく提供する、特に重要なものを区別する、メモの活用、さらには、気が散りにくく集中しやすい環境も重要である。(ADHD)
写真や図面、模型、実物等の視覚を活用した情報を活用する。また、細かな制作等が苦手な場合は、道具の工夫や、補助具を効果的に活用することが重要である。(自閉症)

学習機会や体験の確保 ①-2-2
文字や口頭のみでの指導ではなく、身体感覚の発達を促すために活動を適した指導を行う。また、活動内容を具体的に分かりやすく説明し安心して参加できるようにする。(LD)
注意集中が持続するよう、興味・関心をもてるように学習活動を構成する。直接参加できる体験学習を適した指導を行う。(ADHD)
実践的な体験の機会を多く設定する。また、口頭での指示だけでは行動できないことがあるため、学習活動の内容や順序を分かりやすく図示したもの活用する。(自閉症)

心理面・健康面の配慮 ①-2-3
自尊心が低下しないよう、成功体験を増やしたり友達や教師から認められたりする場面を設定する。(LD)
落ち着いて活動に取り組めるような工夫が大切である。また、自分の感情のコントロール方法の指導が大切である。さらに、どうしても困ったときには、相談の仕方の教授や相談できる人や場所の確保が大切である。(ADHD)
情緒不安、不登校、ひきこもりなどが生じないよう日頃からの予防的な対応が大切である。また、自尊心や自己肯定感が低下しないような工夫も大切である。(自閉症)

TSUGIE Masayoshi, Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

①-2-2 学習機会や体験の確保

文字や口頭のみでの指導ではなく、体を動かすような体験活動を通した指導を行います。また、活動内容を具体的に分かりやすく説明し安心して参加できるようにします。(LD)

注意集中が持続するよう、興味・関心をもてるように学習活動を構成する。直接参加できる体験学習を通した指導を行います。(ADHD)

実践的な体験の機会を多く設定したり、口頭での指示だけでは行動できないことがあるため、学習活動の内容や順序を分かりやすく図示したりします。(自閉症)

①-2-3 心理面・健康面の配慮

自尊心が低下しないよう、成功体験を増やしたり友達や教師から認められたりする場面を設定します。(LD)

落ち着いて活動に取り組める工夫、自分の感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談の仕方を学び、相談できる人を見つけておくが大切です。(ADHD)

情緒不安、不登校、ひきこもりなどが生じないよう日頃からの予防的な対応が大切です。自尊心や自己肯定感が低下しないような工夫も大切です。(自閉症)

おわりに

発達障害者支援法と障害者差別解消法により、今後、発達障害者への必要で適切な合理的配慮の提供が、一層進んでいくことが期待されます。

「小児科診療 UP+to-DATE」

<http://medical.radionikkei.jp/uptodate/>